

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年4月7日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区本庁舎等整備に係る什器購入計画検討支援業務委託

(2) 目的

本業務は、令和5年度の什器購入に向け、実施設計概要等の考え方を参考に、什器のコスト比較検証（VE）を行い、オープンフロア、ユニバーサルレイアウトでのフレキシブルな新しい働き方を実現する什器の購入計画策定を支援することを目的とするものである。

(3) 業務内容

■令和3年度

①什器の標準仕様検討支援

令和5年度の什器購入に向けて、「オフィスレイアウト実施設計図」を参考に、適切なVEのもと、コスト比較検証を行い、区が求める機能を備えた什器の標準仕様を決定する。

②既存什器の転用可否判断検討支援

区が策定する既存什器の転用リストをもとに、転用可否基準を定めた上で、転用の可否を検証する。

③物品及び文書の保管・管理計画検討支援

区が指定する物品量及び文書量に応じて、各課のキャビネットや倉庫・書庫を割り振り、保管・管理計画案を作成する。

④什器購入計画策定準備支援

令和4年度に実施する東1期棟、西1期棟に入居する部門を対象としたヒアリングに向け、什器の標準仕様及び物品及び文書の保管・管理計画案をもとに、事前準備（ヒアリング実施手法の提案、必要資料の作成、その他必要準備等）を行う。

■令和4年度以降（想定）

①什器購入計画の策定支援

東1期棟、西1期棟に入居する部門を対象にヒアリングを行い、各フロアに設置する什器、機器の配置を確定し、「オフィスレイアウト実施設計図」を修正する。

また、ヒアリング結果を踏まえ、什器購入リスト、什器発注仕様書（案）を作成する。

②什器等処分計画の策定支援

令和5年度の既存什器の廃棄・転用方法及びスケジュールについて検討を行い、既存什器の廃棄・転用リスト、処分計画仕様書（案）を作成する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月末日まで（予定）

※良好な履行状況及び予算配当を条件に、令和4年度の随意契約を締結する予定がある。

(5) 提案限度価格

令和3年度：14,636,160円（消費税込み）

2 プロポーザルに参加できる者の資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出日を基準日として、次の（1）から（6）までの要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける世田谷区競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 世田谷区指名停止基準による入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。
- (6) 過去5年（平成28年4月1日から参加表明書提出日まで）の間に業務が完了した同種業務について、受託実績を有すること。

【同種業務】

職員数800人以上の官公庁の庁舎又は民間事業所の建設・移転に係る、什器の購入又は転用に係る計画検討支援業務

3 審査の進め方

受託候補者の選定は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、業務提案書やヒアリング等による審査を踏まえて実施する。

(1) 審査方法

①実績評価（書類審査）

- ・参加者資格の確認をした上で、参加者の業務実績の観点から客観的審査を行う。なお、参加資格が確認できなかった参加者については、審査を行わず、別途結果を通知する。
- ・実績評価終了後、速やかに結果を参加者全員に通知する。提案評価の対象となる者には、業務提案書等を期限内に提出することを前提に、ヒアリング日程等を併せて通知する。

②提案評価（ヒアリング審査）

- ・審査実施予定日：令和3年6月3日（木）
- ・提案書の内容について、配置予定の管理担当者及び実務担当者のヒアリングを実施し、審査する。
- ・審査会場、時間等の詳細については、提案評価対象者に別途通知する。

4 手続等

(1) 事務局

世田谷区庁舎整備担当部庁舎管理担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号（第3庁舎3階）

電話：03-5432-2074 FAX：03-5432-3061

電子メールアドレス SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和3年4月7日（水）から令和3年4月21日（水）まで

②場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/002/d00145127.html>

イ 上記（1）にて窓口配布（土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書及び実績評価に係る書類等の提出期間、提出先及び方法

①提出期間

令和3年4月7日（水）から令和3年4月21日（水）まで

※受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

②提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提案評価に係る提案書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和3年4月23日（金）から令和3年5月25日（火）まで

※受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

②提出先及び方法

本件事務局へ直接持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期間までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期間までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：下記の「本件に関する問い合わせ先」のとおり
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。

《本件に関する問い合わせ先》

世田谷区庁舎整備担当部庁舎整管理担当課 担当 田中、千田、松本
住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第3庁舎3階）
電話 03-5432-2074
FAX 03-5432-3061
E-mail SEA04000@mb.city.setagaya.tokyo.jp